# 宮城県水循環保全基本計画(第2期)について

# 1. はじめに(水循環とは)

「自然の水循環」とは、自然界において、降水が土壌等に保持され、若しくは地表水及び地下水として流下して海域等へ流入し、または大気中に蒸発して再び降水になる一連の過程をいう。

また、「健全な水循環」とは、自然の水循環において、水の浄化機能その他の自然の水循環の有する機能が十分に発揮され、人間の社会生活の営みと水環境その他の自然環境との適切な均衡が確保されている状態をいう。



## 2. 宮城県水循環保全基本計画の概要

宮城県水循環保全基本計画(以下「基本計画」という。)は、「ふるさと宮城の水循環保全条例」(平成16年宮城県条例第42号)に基づき、健全な水循環の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を定めたもので、県環境基本計画において個別計画として位置付けられている。

### (1)計画の体系

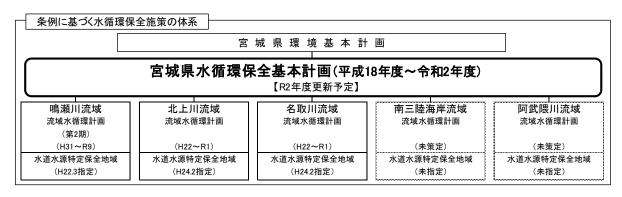


図2 条例に基づく水循環保全施策の体系

### 流域水循環計画について

基本計画に基づき,流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため,それぞれの流域の特性を踏まえて定める計画である(計画期間10年)。

#### <流域水循環計画推進のための主な施策>

- 水循環の保全に関わる各種施策・取組の推進
- 水道水源特定保全地域の指定 山間部の水道水源地域のうち、特に重要と認められる地域を指定、開発行為に対する届出を義務付け。

### (2) 健全な水循環を構成する4つの要素

基本計画では、健全な水循環を構成する要素として4つの要素を取り上げ、これらの要素に配慮した施策を講じ、健全な水循環を保全することとしている。また、これら4つの要素を指標化し、水循環の現状を評価している。

指標値を設けていることは、本県独自の取組であり、全国的にも例がない。

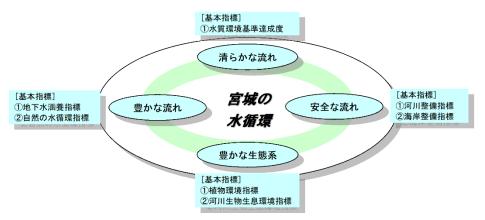


図3 健全な水循環を構成する4つの要素

#### 清らかな流れ

河川, 湖沼及び海域における BOD, COD, 全窒素及び全リンに係る水質環境基準の達成度を総合的に評価する指標で,全ての地点で水質環境基準を達成した場合10点となる。

### · 豊かな流れ

地下水涵養能力(森林の流出係数とのかい離)と正常流量達成率を基に算出する指標で、県全域において森林程度の涵養能力があり、かつ、河川において必要流量が年間を通して確保されている場合10点となる。

#### ・ 安全な流れ

河川整備率と海岸整備率を基に算出する指標で,全ての河川及び海岸において計画延長の整備が完了した場合10点となる。

#### ・ 豊かな生態系

植物環境指標<sup>\*\*1</sup>と河川生物生息環境指標<sup>\*\*2</sup>により評価するもので、県全域において 自然豊かな森林を形成し、かつ、河川に生息する代表種及び重要種が増加するととも に外来種が減少した場合10点となる。

※1 土地利用現況等把握調査などの結果から、土地利用区分を5段階に分け、自然性を定量化した指標。 ※2 河川に生息する動植物の種の多様性を表現するため、国土交通省、宮城県が実施する河川水辺の国勢調査結果より、指標種、重要種、外来種の確認種数の増加率から定量化したもの。

#### (3) 宮城の水循環の現状

健全な水循環を構成する4つの要素に関する指標値の推移は、以下のとおりとなっている。

	H29	H30	R元
清らかな流れ	7.7	8.0	7.7
豊かな流れ	8.9	8.9	8.9
安全な流れ	5.1	5.6	6.2
豊かな生態系	6.2	6.5	6.6

表 1 健全な水循環を構成する4つの要素の推移

- ・ 「清らかな流れ」:河川では環境基準を満足する状況を維持しているが、湖沼の達成 率が低調に推移している現状にある。
- · 「豊かな流れ」:ほぼ横ばいとなっており、現状を維持している。
- ・ 「安全な流れ」:復旧・復興事業の進捗に伴い、増加している。
- ・ 「豊かな生態系」:河川での確認種が増加しており、微増となっている。

<sup>※</sup>平成18年12月に策定した基本計画の指標値算出手法では、経年変化を把握できなかったため、 平成28年3月基本計画の変更時に、「清らかな流れ」以外の指標値算出手法を変更している。

# 3. 宮城県水循環基本計画(第2期)の策定方針

#### (1) 計画に定める事項

基本計画では、条例に基づき以下について定めることとなっている。

- ▶ 健全な水循環の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- ▶ 流域水循環計画を定めるに当たって必要となる事項
- ▶ 健全な水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### (2)計画の期間

令和3年度から令和12年度まで(10年間)

# (3) 計画策定の考え方

- ▶ 第1期計画期間からの県民の意識の変化とニーズを的確に把握する。
- ▶ 水循環を取り巻く環境に関する現状分析,評価等を行い,課題を適切に抽出する。
- ▶ 県民意識等,抽出した課題等を踏まえて健全な水循環の保全に関して重点的に講じるべき施策,施策展開の方向性を検討する。
- ➤ 4つの要素に関する指標について10年後を目途とした長期的な目標値を設定し、各主体が積極的に施策、取組を行い、連携を図っていく動機付けにつなげるとともに、指標を活用した計画の適切な進行管理方法を検討する。
- ▶ 施策, 取組を推進するに当たり, 各主体の役割分担, 連携のあり方を検討する。

## 4. 宮城県水循環保全基本計画策定の体制とスケジュール

(1) 基本計画策定の体制

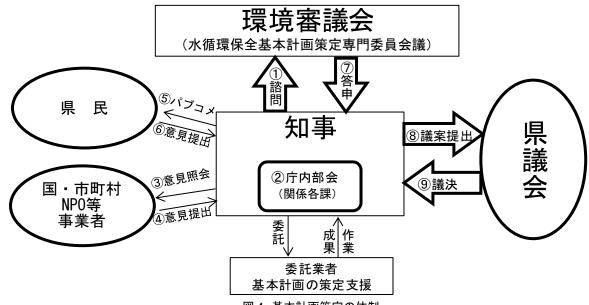


図 4 基本計画策定の体制

# (2) 今後のスケジュール (予定含む)

【令和元年度】

第4四半期 環境審議会(諮問)

水循環保全基本計画策定専門委員会議(第1回)

【令和2年度】

第1四半期 国関係機関・市町村,関係団体等への意見照会

水循環保全基本計画策定専門委員会議(第2回)

第2四半期 パブリックコメントの実施

第3四半期 水循環保全基本計画策定専門委員会議(第3回)

環境審議会(答申)

第4四半期 県議会への提案・審議・議決

計画の公表